

## 東京歯科大学オープンアクセス方針

平成 28 年 4 月 12 日

東京歯科大学における学術研究成果のオープン化は、学術研究成果の相互利用を促進し、知の創出に新たな道を開くことが期待される。本学では、「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）を踏まえ、オープンアクセス方針を定め、公開した。

### （趣旨）

1.東京歯科大学（以下「本学」という。）は、本学で生産された学術研究成果を学内外に無償で開示することにより学術研究成果のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たし、開かれた大学として社会貢献を果たすものとする。この理念のもとに、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### （学術研究成果公開の権限）

2.本学は、出版社、学協会および本学が発行した学術雑誌等に掲載された本学教職員等の学術研究成果を東京歯科大学学術機関リポジトリによって公開する。ただし、学術研究成果の著作権は本学には移転しないものとする。リポジトリの運営に関わる事項については別に定める。

### （適用の例外）

3.著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員からあったものや、本方針と相反する契約を締結したものについては、本学は当該学術研究成果を公開しない。

### （適用の不遡及）

4.本方針施行以前に出版された学術研究成果には、本方針は適用されない。

### （電子データの提出とリポジトリへの登録）

5.学術研究成果の出版者版が本学リポジトリにおいて公開可能である場合、本学は当該出版者版を本学リポジトリに登録することができる。出版者版の公開が不可の場合、本学教職員等は当該学術研究成果の出版時に、著者最終原稿を本学へ提供するものとする。

### （その他）

6.本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、研究部、学会・学術出版部で協議して定める。

7.本方針に関して必要な事務は、図書課において処理する。

8.本方針の改廃は教授会の議を経て、学長が定める。